# 附属文書 I

## 日本企業のさらなるインド進出のため、次の措置を講じていただきたい。

## <関税>

エアコン、タイヤの輸入禁止の撤廃

## <基準認証>

デジタルカメラの輸入制限の撤廃

特殊鋼の輸入制限の撤廃

# <税金、金融>

技術サービス料に対する10%の源泉課税の廃止

インドからの送金時に求められる「居住者証明」提出の廃止

資金融通規制の緩和→インド国内子会社間での資金融通をみなし配当とされ、30%の源泉税が 課されることの見直し。

## <土地収用>

土地収用制度等の見直し(不動産登記制度の確立等)

## <知財>

特許審査ハイウェイ (PPH) の適用拡大

#### <入札>

プロジェクトを単年度ではなく複数年度で評価いただきたい。

## <環境>

プラスチック廃棄物規制について、連邦・州間で整合性を図ること。

# <環境>

大気汚染対策

以上